保 発 0327第 7 号 平成31年 3 月 27日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長 (公印省略)

国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部を改正する 省令の施行について(通知)

国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部を改正する 省令(平成31年厚生労働省令第38号)が本日公布され、同日に施行されたと ころでありますが、改正内容は下記のとおりですので、その内容を御了知の上、 貴都道府県内の市町村(特別区を含む。)への周知を図られるとともに、その運 用に当たっては十分に留意の上、遺漏なきようお願いします。

記

## 第1 改正内容

- 1 普通調整交付金の額の算定に用いる調整対象収入額の算定に係る係数について所要の改正を行うこと。(国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令(昭和38年厚生省令第10号。以下「調交省令」という。) 第5条及び附則第6条関係)
- 2 一部負担金の割合を減じる措置等を講じている市町村の医療給付費に対する国庫負担に関し、国の予算措置により一部負担金の割合が1割に据え置かれている平成26年3月31日以前に70歳に達した者の医療給付費に乗ずる調整率について、従前どおり特例を設けること。(調交省令附則第4条関係)

## 第2 施行期日

公布日(平成31年3月27日。平成30年度分の調整交付金から適用する。)